〇「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第1089号) により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について(平成28年12月20日付け国自安第185号、国自旅第306号) ※本文のみ

71.17.4	
改正	現 行
制 定 平成 28 年 12 月 20 日付け 国自安第 185 号	制 定 平成 28 年 12 月 20 日付け 国自安第 185 号
国自旅第 306 号	国自旅第 306 号
<u>最終改正</u> 令和5年10月10日 <u>国自安第90号</u>	最終改正 平成 29 年 6 月 30 日 国自安第 61 号
<u>国自旅第 190 号</u>	国自旅第 70 号
(7) 輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況	(7) 輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況
(運転者、運行管理者、整備管理者それぞれに対する教育及び研修の直近事業年度	(運転者、運行管理者、整備管理者それぞれに対する教育及び研修の直近事業年度
における年間実施回数、 <u>初任運転者に対して行う必要のある添乗による安全運転の</u>	における年間実施回数)
実技指導については、実施日程、ルート、車種区分、実技指導の具体的な内容、添	
乗者の指導歴)	
附 則(令和5年10月10日付け国自安第90号、国自旅第190号)	_(新設)_
本通達は、令和6年4月1日以降に報告を受けるものから適用するものとする。	